主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人林達也の上告趣意(後記)は、憲法違反というけれどもその実質は原判決の量刑を不当とするに過ぎず刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査 しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年七月二〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎